

パワーハラスメント防止策が義務化される！

大企業:2020年6月-

中小企業:2022年4月-

パワハラ防止措置の法制化で 企業に求められる実務対応セミナー

今の時代、いちばん相談件数が多い労働トラブルはハラスメント(いじめ・嫌がらせ)です。職場のハラスメントが発端で、未払い残業事件や解雇事件などの労働トラブルへ発展するケースも多々あります。大量離職から事業停止に追い込まれるケースもあります。そもそも、今後の人材不足時代において、継続的な安定した企業経営のためには、ハラスメントのない快適な職場環境をつくるのが必須になります。＝ ぜひ、本セミナーへご参加ください ＝

📖 会場・Web 同時開催 📖

2019年厚生労働省・2021年経済産業省委託事業にて、ハラスメント対策セミナーの講師を務めました。おかげ様で、大盛況のうちに開催終了しました。いよいよ中小企業でも来る

2022年4月に施行となり、実務対応が必須です。



2019年 名古屋市での開催セミナー

日時	2/8(火) 13:30~15:00
場所	【会場】 アクトシティ浜松 研修交流センター 401会議室 【Web】 視聴可能な場所で受講
定員	50名(先着順)
参加費	一般: 5,500円(税込) 顧問先様: 無料
講師	特定社会保険労務士 戦略経営MBA 村松貴通 2030SDGs公認ファシリテーター

お申込みをお待ちしております！

FAX

053-586-5579

会場開催へ参加します

Web開催へ参加します

事業所名		業種	従業員数	名
所在地	〒			
役職(所属)	氏名	E-mail アドレス		
		電話	()	—
		FAX	()	—

※お申込にかかるお客様の個人情報については、本件と労務管理情報の提供以外では使用しません。



社会保険労務士法人村松事務所
株式会社浜松人事コンサルタント

〒434-0014 浜松市浜北区本沢合 829
TEL 053-586-5318 FAX 053-586-5579

村松 社労士

検索

